

【法令名称】外国(地区)企業上海駐在員事務所で首席代表・代表を務める外国人の「外国人就業証」の申請について

【発布機関】上海市労働社会保障局

【発布日】2008.06.10

【時効性】現行有効

【効力級別】規範性法律文書には該当せず、政府部門が係る規範性法律文書及び実務に基づき総括した取扱手順に該当する。

【全文】

外国(地区)企業上海駐在員事務所で首席代表・代表を務める外国人の「外国人就業証」の申請 について

外国人が首席代表・代表を務める場合は、先に「代表工作証」の手続を行い、「Z」(就労)査証を持って入国した後、改めて「外国人就業証」の手続を行うことになる。

◆ 取扱根拠:

「外国人の中国における就業管理規定」を発布することについての労働部、公安部、外交部、対外貿易経済合作部による通知(滬勞部発[1996]29号)

「『外国人の中国における就業管理規定』の貫徹に関する若干の意見」の印刷発布に関する上海市労働局による通知(滬勞外発[1998]25号)

申請条件:

- 1、身体が健康で、精神病、ハンセン病、HIV・性病、開放性肺結核などの伝染病、及び従事する業務において罹患してはならない疾病がないこと
- 2、確定する雇用者があること
- 3、業務に従事するために必要な専門技術、相応の学歴及び関連業務に二年以上従事した経験を持つこと

- 4、犯罪の記録がないこと
- 5、有効な旅券又は旅券に代わり得るその他の国際旅行証明書を所持していること
- 6、「Z」(就労)査証を保有していること
- 7、男性は通常 18 歳から 60 歳まで、女性は通常 18 歳から 55 歳までであること
- 8、法律法規が規定するその他の条件

◆ 申請書類

一、外国人が首席代表・代表を務める場合のカウンターでの申請に必要な書類:

- 1、正しく記入した「外国人就業登記表」二通(ネットでダウンロード可能)
- 2、代表機構の登記証(コピー)、組織機構コード証(コピー)
- 3、外国人の履歴証明(最終学歴と経歴の全部を含め、中文で印刷、代表機構の公印が必要)
- 4、本人の有効な旅券と査証(原本とコピー)
- 5、本人の首席代表又は代表の「代表証」(原本とコピー)
- 6、上海市出入境検験検疫局(電話:62686171)が作成し、又は確認した健康証明(コピー)
- 7、最近の 2 寸(4.5cm×3.5cm)サイズの写真三枚(二枚は登記表に貼付し、一枚は就業証に貼付する)
- 8、発行機関が必要とするその他の書類

二、オンラインで首席代表・代表の「外国人就業証」を申請する場合:

上海労働社会保障網ウェブサイト(<http://www.12333sh.gov.cn>)にアクセスする

- 2、「弁事大庁」→「単位弁事」→「境外人員」を順にクリックする
- 3、ID・パスワードなどの情報を入力し、システムにログインする
- 4、係る業務内容をクリックすれば、オンライン申請ができる

◆ **取扱手続:**

- 1、雇用者が規定に基づき、許可申請書類を提出し、受理部門が「行政許可收受単」を発行する。
- 2、受理部門は、提出された申請書類を審査し、15 業務日以内に、行政許可の可否を雇用者に告知する。
- 3、行政許可を与える場合、受理部門は雇用者に交付日時を通知する。

◆ **注意事項:**

- 1、代表機構の首席代表・代表の就業証の有効期間は、登録登記証と「代表工作証」の有効期間に基づき決めることができる。但し、本人の旅券の有効期間を超えてはならない。
- 2、「外国人就業証」と「外国人就業登記表」を一通ずつ持ち、上海市出入境管理局（電話：28951900）に赴き就業居留の手続を申請する。

◆ **料金基準:**

発行手数料 RMB10 元。

◆ **取扱機関、住所、電話及び時間**

取扱機関: 上海市外国人就業中心(上海市台港澳人員就業中心)

住所: 吳淞路 258 号 2 階

郵便番号: 200080

URL: <http://www.12333sh.gov.cn>

<http://wsbs.shwjzx.12333sh.gov.cn>

問合せ専用ダイヤル: 12333

電話番号: 63099595

受付時間: 月曜日から木曜日 午前 9:00-11:30 午後 1:30-5:00

金曜日 午前 9:00-11:30

午後 1:30-3:30